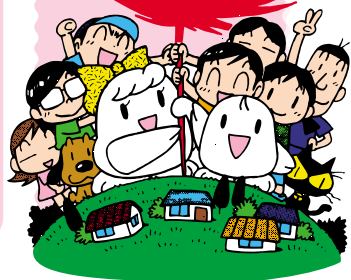


沖縄県共同募金会 事業計画



I. 事業運営の方針

共同募金運動は、昭和22年から実施し、今年は共同募金運動60年の年である。当時は社会福祉施設等の資金援助が中心で、その後は在宅福祉の分野へ、今日では地域福祉を中心とする。福祉活動団体への支援を行い、民間の社会福祉活動を資金面で支えてきた。

一方、わが国は、戦後形作られた諸制度が社会経済的な面でも実態



に合わなくなっているなど、構造改革が必要とされてきている。また、社会福祉の分野では、国民ニーズが多様化し、特に高齢社会を目前に人口減少社会の到来が現実のものとなりつつあるなど諸制度の見直しが必要とされていることから、安心できる社会を構築していくための、民間の福祉活動に対する期待はますます増大してきている。

このような状況を受けて、本年度も都道府県共同募金会と歩調を合わせて運動を展開するとともに、県民に信頼される共同募金運動を推進するため、各支会・分会との緊密な連携の下に、次のことを重点として事業を実施する。

- ①募金趣旨の徹底と募金増額
- ②配分金使途の明確化
- ③支会・分会の基盤強化
- ④社会福祉協議会との積極的協働活動の展開

II. 事業実施項目

(1)募金趣旨の徹底と広報活動の推進
共同募金運動の今日的意義を広く県民に知らしめ、理解と協力を得るため、広報活動を強化する。

- ◆全国共通資料の活用(赤い羽根、ポスター、壁新聞、募金箱等)
- ◆広報チラシ及び募金資料の作成提供
- ◆共同募金広報チラシの県下全世界への配布
- ◆共同募金運動啓発用懸垂幕の作成掲示及びバス車輛等へのチラシの掲示
- ◆福祉電話等募金資料を活用しての福祉教育の推進
- ◆インターネットによる配分情報及び使い途の周知
- ◆ビデオ等を活用した共同募金使途の広報
- ◆報道機関との連携強化
- ◆テレビラジオスポットの放映、放送
- ◆社会福祉関係者への啓発と募金



活動への参加促進
各支会、分会及び地区社研協働の各種広報イベントの協力

(2)配分委員会の開催と受配明示の徹底
配分申請事業の緊急性・重要性を公平に総合調整し、配分額の適正を図るため配分委員会を開催するとともに、受配事業を広く県民に知らせるため配分明示の徹底を図る。

- ◆共同募金配分委員会の開催
- ◆「県社協ホームページ共同募金コーナー」及び各種報道機関による配分結果公表
- ◆「赤い羽根シール」「赤い羽根表示板」の配布、掲示の徹底
- ◆受配施設、団体の機関紙による配分事業広報の徹底
- ◆配分事業並びに経理状況調査の実施

(3)支会・分会の基盤強化

市町村合併に伴う支会・分会の組織基盤の整備強化を図り、市町村社協との協働活動を促進するとともに、円滑・適正な事務処理を図る。

- ◆市町村合併による支会・分会の指導育成の実施
- ◆支会、分会事務局長・職員研修会の開催
- ◆各種会議等への役員員の派遣
- ◆共同募金説明会の開催促進
- ◆寄付金取扱事務資料の作成配布
- ◆内部監査の徹底指導

(4)歳末たすけあい運動の実施

本会と県社協が共催し、各支会・分会及び市町村社協が実施主体となり、各報道機関の協力を得て県民への運動趣旨の周知を図る。

また、配分については運動の趣旨に沿って配分し、効果的な支援活動を行う。

(5)顕彰の実施

共同募金、歳末たすけあい運動に功労のあった個人及び団体に対し県社会福祉大会で顕彰を行う外、適宜多額寄付者に対し感謝状を贈る。また全国社会福祉大会会長表彰、厚生労働大臣感謝状授与の申請を行う。

(6)県社会福祉協議会との積極的協働活動の展開

住民主体の民間社会福祉活動を推進する社会福祉協議会との協力関係を一層強化し協働して事業の展開を図る。

- ◆「共同募金運動60年記念」第49回沖縄県社会福祉大会の開催
- ◆歳末たすけあい運動の共催
- ◆社会福祉協議会役員研修会における啓発宣伝
- ◆市町村社協事務指導への協力
- ◆各種資料の共同発行

(7)指定寄付金の受付

共同募金以外の個人や法人からの指定寄付金(大蔵省告示第154号4の2及び自治省告示第66号に該当する寄付金)の受付を行い、中央審査が必要なものについては、その進達を行う。



▲歳末たすけあい贈呈式

(8)公益資金補助事業

次の各種公益補助事業については、推薦委員会を開催し要望事業を審査して重要且つ緊急度の高い事業から推薦を行う。

- ◆日本自転車振興会、日本小型自動車振興会公益補助事業
- ◆中央競馬馬主社会福祉財団助成事業
- ◆その他、公益資金の補助事業の情報提供

(9)災害たすけあい運動の実施

広域で災害が発生した場合「災害支援制度」に基づく全国的な連絡調整及び被災県共同募金会に対する支援態勢の整備を図るとともに「災害支援制度実施要領」に基づいて、災害積立金等による支援金の支出と災害ボランティアを派遣する。

また、県内、県外で大きな災害が発生した場合に災害義援金募集を実施する。

(10)情報開示に係る整備促進

本会における事業運営の透明性を推進するため、各都道府県共同募金会と連携を取りながら情報公開規程等に基づく情報公開を行う。

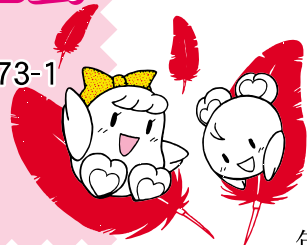
(11)会務の運営

会務の効率化を図り、円滑な運営を行うために、会計規程と経理様式を全国統一のモデル会計規程に改めるとともに理事会・評議員会及び各種委員会を次のとおり開催する。

- 理事会 年3回
- 評議員会 年3回
- 監事会 年1回
- 共同募金会配分委員会 年2回
- 公益資金助成事業推薦委員会 年2回

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804
沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター
TEL.098-882-4353
FAX.098-882-4270



<http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/>